



2024年3月27日

各 位

会 社 名 アストマックス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 本多 弘明  
(東証スタンダード・コード7162)  
問合せ先 執行役員 西潟 しのぶ  
電話 03-5447-8400

## 監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年3月27日開催の取締役会において、2024年6月26日開催予定の第12期定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決議いたしました。これに伴い、定款の一部変更の件を同株主総会へ付議することを併せ決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

### 1. 監査等委員会設置会社への移行

#### (1) 背景

2022年9月に創立30周年を迎えた当社グループは、総合エネルギー会社への変革を進めております。監査等委員会設置会社への移行は、業務執行に対する監査・監督機能、コーポレートガバナンスの強化がより期待され、透明性の高い経営の実現および中長期的な企業価値の向上と、監督と業務執行の分離の更なる明確化につながるものと考えております。

#### (2) 移行の目的

##### 1) 「適切な経営判断」と「経営の透明性・客観性の維持・向上」の両立

当社の事業に精通した社内取締役と、外部の豊富な経験・知見を有する社外取締役のバランスの取れた取締役会を構成し、ビジネスの実状に根ざした適切な経営判断が可能な体制を目指します。また、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえ、取締役会の構成は社外取締役が過半数を超える体制を維持することを目指すことで、経営の透明性・客観性の維持・向上に努めます。

また当社は、現在、取締役会の任意の諮問機関として、委員の過半数を社外取締役とする指名報酬委員会を設置しております。監査等委員会設置会社への移行後は、経営の透明性・客観性をさらに高めることを目指し、取締役会の任意の諮問機関として、委員の過半数を社外取締役とする指名諮問委員会・報酬諮問委員会を設置することを定款に定め、両委員会にて、取締役等の選任・解任議案ならびに報酬制度に関わる事項の審議を行い、取締役会に答申します。

##### 2) 取締役に対する牽制機能の強化

監査等委員は、①株主総会においてそれ以外の取締役とは区別して株主から直接選任される取締役であること、②監査等委員以外の取締役の選任・解任、報酬等への意見陳述権および取

締役会における議決権を有することになり、牽制機能の強化に繋がるものと考えております。

### 3) 意思決定の迅速化

従来、取締役会にて行っていた重要な業務執行の決定については、定款で定めることでその一部を取締役に委任することができることを踏まえて、今後この委任についても検討を行い、迅速・果敢な意思決定の実現を目指してまいります。

### (3) 移行時期

2024年6月26日開催予定の第12期定時株主総会において、必要な定款変更等についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

### (4) その他

本件に伴う役員人事につきましては、今後決定次第お知らせいたします。

## 2. 定款の一部変更

### (1) 変更の目的

- ① 監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除など、監査等委員会設置会社への移行にかかる所要の変更を行うものであります。
- ② 取締役会の諮問機関として指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の設置にかかる規定の新設を行うものであります。
- ③ その他、上記の各変更に伴う字句の修正等、所要の変更を行うものであります。

### (2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

### (3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	2024年6月26日(予定)
定款変更の効力発生日	2024年6月26日(予定)

以上

(別紙) 定款変更の内容 (下線部分は変更箇所を示しております。)

新	旧
第1条～第3条 (現行通り)	第1条～第3条 (条文省略)
<p>第4条 (機関)</p> <p>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(3) 会計監査人</p>	<p>第4条 (機関)</p> <p>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p>
第5条～第9条 (現行通り)	第5条～第9条 (条文省略)
<p>第10条 (株主名簿管理人)</p> <p>当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会または<u>取締役会の決議によって委任を受けた取締役</u>が定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>	<p>第10条 (株主名簿管理人)</p> <p>当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>
<p>第11条 (株式取扱規程)</p> <p>当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役</u>において定める株式取扱規程による。</p>	<p>第11条 (株式取扱規程)</p> <p>当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、<u>取締役会</u>において定める株式取扱規程による。</p>
第12条～第17条 (現行通り)	第12条～第17条 (条文省略)
<p>第18条 (員数)</p> <p>当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、8名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>	<p>第18条 (員数)</p> <p>当社の取締役は、8名以内とする。</p> <p>(新設)</p>
<p>第19条 (選任方法)</p> <p>取締役は<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>第19条 (選任方法)</p> <p>取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>

<p>(指名諮問委員会)</p> <p>第20条 当社は、取締役会の諮問機関として指名諮問委員会を置く。</p> <p>2. 指名諮問委員会は、取締役会に提出する監査等委員である取締役とそれ以外の取締役の選任及び解任に関する議案の内容を審議し、取締役会は、指名諮問委員会の意見を尊重して、その決定を行う。</p> <p>3. 指名諮問委員会の委員は取締役会の決議によって選任する。</p> <p>4. 指名諮問委員会に関する事項は、本定款のほか、取締役会において定める指名諮問委員会運営規程による。</p>	<p>(新設)</p>
<p>第21条 (任期)</p> <p>取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>	<p>第20条 (任期)</p> <p>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>第22条 (代表取締役及び役付取締役)</p> <p>取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長1名、必要に応じて、取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>第21条 (代表取締役及び役付取締役)</p> <p>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、必要に応じて、取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>第23条 (現行通り)</p>	<p>第22条 (条文省略)</p>

<p>第24条（取締役会の招集）</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>第23条（取締役会の招集）</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第25条～第26条（現行通り）</p>	<p>第24条～第25条（条文省略）</p>
<p>第27条（重要な業務執行の決定の委任）</p> <p>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>	<p>（新設）</p>
<p>第28条（報酬等）</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第26条（報酬等）</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>（報酬諮問委員会）</p> <p>第29条 当社は、取締役会の諮問機関として報酬諮問委員会を置く。</p> <p>2. 報酬諮問委員会は、取締役会に提出する取締役の報酬等に関する議案の内容及び監査等委員である取締役以外の取締役の個人別の報酬等の内容を審議し、取締役会は、報酬諮問委員会の意見を尊重して、その決定を行う。</p> <p>3. 報酬諮問委員会の委員は取締役会の決議によって選任する。</p> <p>4. 報酬諮問委員会に関する事項は、本定款のほか、取締役会において定める報酬諮問委員会運営規程による。</p>	<p>（新設）</p>
<p>第30条（現行通り）</p>	<p>第27条（条文省略）</p>
<p>第5章 監査等委員会</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会</p>
<p>（削除）</p>	<p>第28条（員数）</p> <p>当社の監査役は5名以内とする。</p>

(削除)	<p><u>第29条（選任方法）</u>  <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u>  <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
(削除)	<p><u>第30条（任期）</u>  <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>  <u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p><u>第31条（常勤の監査等委員）</u>  <u>監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>	<p><u>第31条（常勤の監査役）</u>  <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p><u>第32条（監査等委員会の招集）</u>  <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  <u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>	<p><u>第32条（監査役会の招集）</u>  <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  <u>2. 監査役会全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>
<p><u>第33条（監査等委員会規則）</u>  <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>	<p><u>第33条（監査役会規程）</u>  <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>
(削除)	<p><u>第34条（報酬等）</u>  <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
(削除)	<p><u>第35条（監査役の責任免除等）</u>  <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>  <u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、200万円以上であら</u>  <u>かじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>
<p><u>第34条～第37条（現行通り）</u></p>	<p><u>第36条～第39条（条文省略）</u></p>

<p><u>附則</u></p> <p><u>第1条（監査役の責任免除等に関する経過措置）</u></p> <p><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第12期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、第12期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前に、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に締結していた、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条第2項の定めるところによる。</u></p>	
<p>2012年10月1日 施行</p> <p>2013年6月26日 改定</p> <p>2015年6月26日 改定</p> <p>2019年6月26日 改定</p> <p>2020年6月25日 改定</p> <p>2021年6月28日 改定</p> <p>2022年6月28日 改定</p> <p>2023年6月1日 改定</p> <p>2024年6月26日 改定</p>	<p>2012年10月1日 施行</p> <p>2013年6月26日 改定</p> <p>2015年6月26日 改定</p> <p>2019年6月26日 改定</p> <p>2020年6月25日 改定</p> <p>2021年6月28日 改定</p> <p>2022年6月28日 改定</p> <p>2023年6月1日 改定</p>